

平成三十一年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

---

平成三十一年三月十二日（火曜日）

---

出席委員（十四名）

委員長	小野	稔		
副委員長	奈良岡	文英		
委員	阿部	祐己	五十嵐	忍
	奈良	完治	前田	信一
	藤林	公正	吉村	忠男
	相馬	勝治	工藤	健一
	佐々木	政美	横山	哲英
	浅利	直志	野呂	日出男

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長 平田博幸

副町長  
総務課長選管事務局長併任  
企画財政課長  
税務課長  
住民課長  
福祉課長  
建設課長  
農政課長農委事務局長併任  
会計管理者・会計課長  
上下水道課長  
監査委員  
選管委員長  
教育長  
学務課長  
生涯学習課長  
学校給食センター所長  
農業委員会会長  
地方創生推進室長

五十嵐 晋  
能登谷 英彦  
榊 淳一  
阿部 悟  
清野 健志  
久保田 整  
神 昭彦  
佐々木 泰人  
工藤 峰靖  
對馬 猛清  
神 忠勝  
加福 孝二  
武田 登  
兵藤 範明  
高木 秀光  
清水 裕行  
野呂 廣志  
森 篤

事務局職員出席者

事務局	長	藤田	伸
係	長	久保田	育子

---

審査日程

- |    |     |     |                               |
|----|-----|-----|-------------------------------|
| 第二 | 議案第 | 十五号 | 平成三十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案 |
| 第三 | 議案第 | 十六号 | 平成三十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案      |
| 第四 | 議案第 | 十七号 | 平成三十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案   |
| 第五 | 議案第 | 十八号 | 平成三十一年度藤崎町水道事業会計予算案           |
| 第六 | 議案第 | 十九号 | 平成三十一年度藤崎町下水道事業会計予算案          |
- 

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成三十一年三月十二日

開 議 午前九時五十九分

○委員長（小野 稔君）

おはようございます。

定刻の時刻よりちょっと早いですけれども、ただいまから特別予算委員会二日目を開会いたします。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各特別会計について歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

審査日程に従い、議案第十五号平成三十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（清野健志君）

おはようございます。

それでは、議案第十五号平成三十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その概要をご説明いたします。

予算書百三十三ページをお開き願います。

平成三十一年度の予算は、歳入歳出それぞれ十九億四千万円を計上し、対前年度比九千七百万円、四・七％の減となるものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。予算書百四十三ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税は、一目の一般被保険者分から三目の退職被保険者分までを合わせまして、次ページの一番上に記載のとおり、総額三億六千八百四十四万八千円で、対前年度比三千百六万九千円、七・七％の減であります。こ

れは直近の被保険者と現行の税率で算定したものでありますが、被保険者数の減少に伴い税額が減少しているものであります。

第三款国庫支出金は、各名目計上の災害臨時特例補助金のみの千円としたものであります。

続いて、第四款県支出金は、町の保険給付費の財源であり、一項の負担金と次ページの二項の補助金を合わせまして十三億七千九百五十万九千円で、対前年度比七千五百八十八万円、五・二%の減となるものであります。

第六款の繰入金第一項第一目の一般会計繰入金は、繰り入れ基準にのっとって計上したものであります。第一節の保険基盤安定繰入金は保険税の軽減に対応したもので一億八百二十四万円を、第二節の職員給与費等繰入金は国保担当職員の人件費及び事務費で四千十萬九千円を、第三節の出産育児一時金等繰入金は出産見込み十六件に対応した町負担分で四百四十八万円を、第四節の財政安定化支援事業繰入金は地方交付税算入相当分の千八百七万二千円を計上し、総額一億七千九十万一千円、対前年度比一千百十八万一千円、六・一%の減となるものであります。

次ページ、百四十六ページの上段、第二項基金繰入金は財源調整によるもので、二千百三万六千円を計上したものであります。

歳入については以上であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百五十一ページをお開き願います。第一款総務費一項総務管理費は、職員人件費等の經常経費と青森県国保連合会の運営事務経費に対する町負担分の連合会負担金で、百五十二ページ上段に記載のとおり総額三千八百七十七万円を計上したものであります。二項の徴税費は国保税滞納整理に伴う負担金を含む賦課徴収に係る費用を、三項の運営協議会費は会議開催費用等を、百五十三ページの四項の趣旨普及費は国保制度の情報提供等に係る経費をそれぞれ計上したものであります。

第二款保険給付費は、平成三十年度実績見込み額を計上したもので、百五十四ページに移りまして、一項の療養諸費が十一億四千七百三十万五千円、二項の高額療養費が一億八千八十七万七千円、百五十五ページの四項出産育児諸費や五項の葬祭諸費などを合わせ、保険給付費の総額は十三億三千六百五十万八千円となり、対前年度比一億三千三百八十万六千円、九・一%の減となるものであります。

百五十六ページをお開き願います。第三款国民健康保険事業費納付金は、財政運営責任主体である県に対して保険者である町が納めなければならない納付金を計上したものであります。内容は、医療給付費分として三億六千六百万円、後期高齢者支援金等分として一億一千三百九十二万二千元、次ページの介護納付金分として四千七百四十二万七千円を計上したものであり、総額は五億二千七百四十四万九千円で、対前年度比三千八百八十九万七千円、七・九%の増となるものであります。

百五十八ページに移りまして、第六款保険事業費一項一目の特定健康診査等事業費は、四十歳以上七十五歳未満の被保険者の特定健康診査及び特定保健指導を行うための人件費及び特定健康診査委託料などで二千百十八万九千円を計上したものであります。二項保健事業費一目の疾病予防費は健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するための人件費及び事務費等で五百十三万八千円を、百五十九ページに移りまして、二目の医療費適正化対策費は医療費通知業務に係る費用で九十九万一千円を計上し、保険事業費の総額は六百十二万九千円となったものであります。

百六十ページをお開き願います。第九款諸支出金は、保険税還付金や還付加算金などで三百六十六万一千円を計上しております。

百六十一ページの第十款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

議案第十五号平成三十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明は以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。

質疑ありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

納付金にかかわることをごさいます。ページ数は百五十六ページであります。それで、一億一千三百九十二万円ほど、それから療養費分のほうが三億六千六百万円ほど計上されているんですけども、医療給付分について、前年度と比較してどのような割合になっているのか、その点についてお伺いします。

たしか委員会でも説明を受けたのは、この十一月末といいますか十二月時点での県の料率算定といいますかそういうのを基準にしてやっているということでしたんですけども、いずれにしても藤崎町にとっては前年度今年度の比較ではどのようになっているのか、その点についてまずお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。先ほど委員のお話もありましたが、この予算の計上は十一月に示された仮算定の額で計上しております。参考までに、本算定の比較を申し上げますと、三十年度は医療費分で三億二千五百八十三万五千九十六円、三十一年度の予算としては三億七千八百六万八千五百四十六円で、差し引き五千二百二十三万三千四百五十円の増となっております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

予算書は十二月時点の料率といいますか、そういう医療費分、後期高齢者医療分、こういうのがあるんですけれども、具体的に今年度の予算について見れば、本算定も明らかになっていると新聞報道でもあった、ちょっと私、きょう資料は持ってきていなかったんですけれども、本算定もされているというふうに、あるいは努力支援のあんばいというか、そういうのも新聞報道でもされておるんですけれども、本算定事業ではこの額を上回るというふうに聞いておるんですけれども、それはどういう具体的な内容になっているんでしょうか。具体的な金額になっているんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。仮算定の段階では、五億二千六百八十九万六千六百十四円の計上でありました。先ほど申しました本算定時の総額では五億四千百三十八万三千四百五十四円であります。仮算定と本算定の差額は一千四百四十八万六千八百四十円となっております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

実際、一千万円だとか二千万円だとか、この計上しているいわゆる県に納めなければならないという額そのものは、一千万円、二千万円違うのは当たり前というのもちょっと、例えば予算編成する上では困るまでいかないのかもしれないけれども、補正すればいいというのものもあるんでしょうけれども、もっと県の本算定、県運営になったのが去年とかそういう段階なので、もっと早目に本算定というものが出ないものかという市町村の要望だとかそういうのはないん



ですか。各町村の担当者も困るというかそういうふうにも考えられるんですけども、それはどのようなことになっているんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。膨大なデータを集計して算定するものですから、仮算定、本算定という段階を踏むのはわかるんですけども、その国保のワーキンググループというのがありまして、藤崎町も参加しているんですが、そこではできるだけ早く本算定を出してくださるよというお話は出ております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

歳入のところなんですけれども、先ほどの歳入、ページ数は百四十三ページにかかわる特別徴収国民保険税、普通徴収国民保険税というふうになっております。それで、税ですから税務課長に聞くことになるのかもしれませんが、普通徴収の金額が三千三十二万円ほど少なく計上したというようなことになっておるんですけれども、その大きな理由は被保険者の減少だとかというようなことが大きな原因だというふうになっておるんですけれども、そもそも私、前に何か百万円までの収入の人が藤崎町はどれくらいあるのかとかいうようなデータもちょっともらったこともあるんですけども、いずれにしても普通徴収の金額が減った原因が被保険者数の減少だけなのか、それとも収入面の減少もあるのか、いや収入面はふえているんですよというようなことなのか、その辺の実態をもう少し説明していただけたらなと思います。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。被保険者数は委員のお見込みのとおり減っております。三十年度の予算時は四千百五十八人、今回の三十一年度の予算計上のときは四千二十九人で、百二十九人の減であります。

そして、総所得額では、三十年度では二十九億四千四百二十五万四千三十一円、平成三十一年度予算では二十六億二千七十三万五千四百五十六円でありまして、三億二千三百五十一万八千五百七十五円の減となっております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

滞納整理組合のことなんですけれども、歳出のほうにかかわることでもあります。市町村総合事務組合負担金滞納整理百二十万円ほどと。決算時に実績だとか……

○委員長（小野 稔君）

浅利君、ページ数をお願いします。

○浅利直志委員

ページ数を言わなきゃならないということでは、総務費の課税賦課徴収費県市町村事務組合負担金百二十万円について言っているわけですから、それは百五十二ページですけれども。

○委員長（小野 稔君）

はっきり言ってください。

○浅利直志委員

言ってくださいじゃなくて、皆さんも予算書を見ているわけですから、そのくらい詳しく言えばわかるはずですよ。  
ページ数で予算書というのはできているんじゃない……

○委員長（小野 稔君）

委員長に従ってください。

○浅利直志委員

委員長に従ってくださいって。まあまあ。協力してくださいならわかるが。

ページ数、百五十二ページです。縣市町村総合事務組合百二十万円。この百二十万円を計上した理由をお知らせ願いたい。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。平成三十年の九月補正並みを計上しております。その金額といたしましては、一千百九十二万円掛ける十%ということで、およそ百二十万円ということで計上しております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

前年度並みなんでしょう。それで、この滞納整理組合の運営なり実際的に納付相談にも応じない、あるいはまた応じ

ないとか、さまざまなことで差し押さえまで行き渡るといふ事態も発生しております。この藤崎ということじゃないですけれども、全国の中では例えば業務用に使っていた車の差し押さえだとか、あるいはまた法的な手当、児童手当だとかそういうものを差し押さえるとか、そういうような事例もあるわけですが、そういう事態はないと昨年の九月議会で藤崎町ではないというようなことでしたんですけれども、この業務の執行に当たって、業務の施行というか、具体的に言えばその中の徴収強化のための差し押さえ業務についてですけれども、私が聞いた限りでは、例えば長期間にわたって合併前の常盤の時代から差し押さえをしているという事例があるわけでありまして。これは私が聞いたんですけれども、仮にこれをTさんと言いましょ。これを長期に、長きにわたって業務用資産を差し押さえるといふようなことは問題なんじゃないかなと私は思っておるんです。ただし、差し押さえられたほうも差し押さえによって業務上やあるいは十割負担するとか、そういうような不利益をこうむったといふようなことで損害を請求するといふ相互のやりとりがあるようなんですけれども、いずれにしても業務用に使っている差し押さえを長期にやるということは、正常な姿ではないと思うんですけれども、そういう事例はあるんですか、ないんですか。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

お答えします。現状、滞納整理機構さんと委託契約していて、差し押さえ案件に関しては町と滞納機構整理さんと協議の上でどういったものを差し押さえるかということでの協議はします。その中で、現状、差し押さえるものとしては、給与等あるいは高額療養費等、国保税に限ってはですけれども。なので、不動産等の差し押さえについては、現状、基本やってございませぬが、ただ過去に不動産の差し押さえを実施した経緯がございませぬ。その内容については、既にその滞納者である人から差し押さえる案件、例えば給与とか差し押さえできないとか、あるいは不動産だったら差し押さ

えできるんだけれども過剰差し押さえになる件がありますので、その辺は十分慎重に対処していますけれども、その案件については既にその不動産に根抵当権が設定されています。その抵当権についての評価額からその根抵当権を差し引いた分の残存に対しての町の抵当権を設定する上では過剰にならないという、滞納整理機構さんとの協議の中で設定している経緯がございます。そういう状況でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

予算書ですので深くお聞きすることはないですけれども、いずれにしてもそれによって現在はその不動産差し押さえは町民税だとか固定資産税だとかという関係じゃないから、国保に関する差し押さえについては、基本的には不動産はやっていないんだと、給与や高額療養の手当返還金というか、そういうものをやっているんだというようなことですが、町長にお聞きいたします。いずれにしても差し押さえを解除したにしても何にしたにしても、債券そのものは町として残るわけですね。あるいはまた、相手が損害賠償なら損害賠償、それによって生じた損害賠償の請求権はあるならあるというような、全くないのかもしれないけれども、長期に不動産の差し押さえを続けている事例があるということですので、何かその解決のための話し合いなり、あるいは差し押さえははいで違うことでやると、話し合いをすると、そういう方策は考えてしかるべきものじゃないのかなというふうに私は思うんですけれども、その辺は町長としてもどのようにお考えになるのかお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

全て法にのっとりながら、当事者である方と協議は継続中でございます。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

協議は継続中だということなので、継続していただきたいということで、業務用やそういう公的な差し押さえはやらないでいただきたいということをこの件については要望しておきます。

ページ数百五十一ページです。委託料の中の国保情報集約システム運用管理等業務委託料八十八万七千円ほど計上しているんですけれども、これはどういう内容なのでしょうかということをお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えいたします。内訳としては、国保情報データベースシステムの保守料が二十四万二千元、それから保険者用の端末及び増設のプリンターの保守委託が二十六万一千六百元であります。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

そうすれば、国保の何か特別な情報、つまりいわゆる努力支援をすれば、それらのデータを集約するというデータベースとはまた違うんですか。基本的にはただ、基本情報といいますか、被保険者情報といいますか、そういうようなことなんですか。国保情報集約システムというのが、支出のところにある努力支援をすればさまざまな徴収率だとかそう

というようなことも含めて見返りといいますか交付金があるという、そういうものにつながっている情報という意味合いではないというようなことなんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答します。被保者の資格管理の情報のシステムであります。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

現在、国保の基金は一億円ほどあるというふうにも聞いておるんですが、県運営になって、医療費も値上がりする、あるいは給付額も増大するというようなことであるんです。状態としてはあると思うんですけれども、国保税の引き上げだとかそういうのは現在検討されて、国保の運営協議会だとかで検討されているものなんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。財政調整基金の残高、委員おっしゃるとおり、当初予算繰り入れ後で一億一千百八十万円ほどになる予定であります。この残高を考慮しても、その税率を上げるという話にはなっておりません。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

浅利君。

○浅利直志委員

基金はさまざまなインフルエンザや風邪、医療費が高騰、増大する場合に使うというような側面も持っておるんですけども、この基金を使って国保税の引き下げというようなことは検討の対象になっているのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

今のところ納付金自体も上がって、昨年度と比較しても上がっておりますので、今のところその基金を使って税率を下げるというのは検討しておりません。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「質疑なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十六号平成三十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（清野健志君）

それでは、議案第十六号平成三十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その概要をご説明いたします。



予算書百七十一ページをお開き願います。平成三十一年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ三億二千三十万円を計上し、対前年度比三百九十万円、一・二%の増となるものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。百八十一ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせまして八千六百七十万円を計上するものであります。平成三十一年度の保険料率につきましては、前年度と同率であります。基準所得額の上昇により対前年度比二百六十四万九千円、三・一%の増となったものであります。

第三款繰入金一項一目の事務費繰入金は千七百五十二万八千円を計上しております。内訳は職員給与費分が一千十二万八千円、広域連合事務費分が七百四十万円であります。

二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減額に対する県、町の公費負担分として一般会計から繰り入れするもので、四千七百五十二万八千円を計上しております。

三目の療養給付費繰入金は、広域連合で実施する後期高齢者療養給付費に係る町負担分として一般会計から繰り入れするもので、一億六千四百八十二万五千円を計上しております。

百八十二ページをお開きください。第四款繰越金は、平成三十一年三月分の普通徴収保険料を新年度に入ってから広域連合に納付することになることから、繰越金として計上するものであります。

第五款諸収入の一項延滞金から三項の雑入までは、延滞金や保険料還付金、還付加算金など総額九十万二千円を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百八十七ページをお開き願います。第一款総務費一項一目の一般管理費は九百三十八万二千円を計上しており、その主なものは、職員人件費及び後期高齢者医療システムに係る保守業務委託料などであります。

百八十八ページをお開き願います。二項一目の徴収費は、保険料の徴収等に係る事務経費七十四万六千円を計上するものであります。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金は三億九百二十七万円を計上しておりますが、その内訳は、町が徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額の保険料等負担金が一億三千七百四万五千円、広域連合の事務に係る町負担分の広域連合事務費負担分が七百四十万円、療養給付費に係る町負担分の療養給付費負担分が一億六千四百八十二万五千円で、いずれも広域連合へ納付するためのものであります。

第三款諸支出金は、過誤納金に係る還付金等八十五万円を計上するものであります。

議案第十六号平成三十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明は以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十七号平成三十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第十七号平成三十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明を申し上げます。

予算書百九十九ページをお開き願います。第一条、本年度の予算総額は歳入歳出それぞれ十七億七千六百万円としたものであります。

二百六ページをお開き願います。事業内容としましては昨年度と大きな変更はございません。第二款の保険給付費の微増などに伴い、前年度に比べて三千万円、一・七%の増となったものであります。平成三十一年度予算につきましては、第七期の事業計画に基づき、介護予防や総合事業の推進、利用者に配慮したサービス提供の充実などを初めとした、ともに支え合いみんなが生き生きと暮らせる町を基本理念として編成したものでございます。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。二百九ページをお開き願います。

第一款保険料につきましては、第七期計画の二年目ということで、保険料率に変更がないことから、七十五万五千円増の三億四千三十五万九千円を計上したものであります。

第三款一項一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国負担分で、五百五十二万円増の二億九千五百六十七万一千円。

次のページをお開き願います。第三款二項一目の調整交付金は高齢者や低所得者の割合に応じて交付されるもので、六百九十二万円増の一億三千四百五十八万七千円、二目の地域支援事業の総合事業分に対する補助金は、三十一万七千円増の一千百八万五千円、三目の総合事業以外分は三十八万五千円減の一千三百八十五万円をそれぞれ計上したものであります。なお、四目の保険者機能強化推進交付金につきましては、不確定要素が大きいことから当初時点では名目計上としたところであります。

第四款支払基金交付金は、公費負担ルールに基づく交付金であり、七百六十万九千円増の四億五千三百八十九万三千

円。

第五款県支出金も公費負担ルールに基づき、一項の負担金が三百十二万一千円増の二億三千二百六十六万五千元、二項の補助金が六千円増の一千三百八十五万三千元をそれぞれ計上したものであります。

第七款一項の一般会計繰入金は介護給付費等に対する町負担分ではありますが、一目の介護給付費分が三百三十二万三千元増の二億三百二十万六千元、二目の職員給与費等が二百七十九万四千元増の五千八百十万七千元、三目の低所得者保険料軽減分が一万三千元増の四百八十六万円、四目の地域支援事業における総合事業分が十九万八千元増の六百九十二万八千元、五目の地域支援事業における総合事業以外分が十九万二千元減の六百九十二万五千元をそれぞれ計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。二百十七ページをお開き願います。

第一款一項の総務管理費は職員の人件費が主なものであり、三百六十三万六千元増の四千四百五十万二千元、二百十八ページに移りまして、二項から五項は保険料賦課徴収事務費、介護認定審査会費、介護保険制度趣旨普及費、運営協議会費用をそれぞれ計上したものであります。

二百二十ページをお開き願います。第二款保険給付費の一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスに係る費用であり、一目の介護サービス等諸費は地域密着型介護サービス、いわゆる認知症の方々が入所するグループホームの費用が若干ふえる見込みで、二千四百二十一万四千元増の十四億七千九百三十六万二千元、二目の介護予防サービス等諸費はサービス計画給付費の一部を組み替えたことなどにより、五百十九万円増の一千八百七十七万二千元を、二項その他諸費は国保連への審査支払手数料、三項及び四項は高額介護サービス費用、二百二十二ページに移りまして、五項特定入所者介護サービス等費は施設入所されている所得の低い方に対する食費や居住費の負担軽減費用であり、三百四十二万八千元減の八千六百六十九万円をそれぞれ計上したものであります。

第三款地域支援事業費の一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から総合事業に移行した介護予防に係る訪問介護や通所介護など多様なサービスに対する費用で、百四十八万四千円増の四千九百十一万七千円を、二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象に運動機能の向上や閉じこもり、鬱予防のための事業であり、町体育協会や文化協会、老人クラブが実施するもので、九万八千円増の六百三十万九千円を、三項の包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても住みなれた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するため、一目の総合相談・権利擁護事業費から、二百二十五ページに移りまして、七目の地域ケア会議推進事業費までの主に町包括支援センターが実施する事業に係る経費で、百万円減の三千五百九十七万五千円を計上したものであります。

平成三十一年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

歳出にかかわるところで、地域支援事業費、三款にかかわるんですけども、ページ数でいきますと二百二十三ページでしょうか。総合相談・権利擁護業務委託料というようなことで、一千四十三万円ほど計上されているんですけども、この委託先はどういうふうになっているのかというようなことと、この権利擁護業務委託料というふうな内容になっているんですけども、さまざま世間で虐待や施設における虐待などもある世の中になってきておるんですけども、この権利擁護業務委託というのはどんな内容をどういう委託先になさっているのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず委託先は、地域包括支援センター、社会福祉協議会の支援センターでございます。

業務の内容といたしましては、高齢者の在宅介護や福祉サービスの相談、受け付け、それから成年後見制度に関しましては、この制度の利用支援あるいは虐待防止、虐待の早期発見、それに関する相談、そういうものを受け付けると。ほかに事務費も含まれておりますけれども、包括が定期的に出しております包括支援センター便り、あるいは認知症サポーター養成講座、先般、皆様方にも受講していただきましたが、そのような事業に係る経費などがございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

今、委託先が包括支援、社協というようなことであつたんですけれども、その中で虐待の問題も非常に難しい問題だなというふうに思っておるんですけれども、いわゆる何といいますか、親権というか管理といいますか、後見制度といいますか、これは実際、成年後見制度と言ったほうが正確だと思いますけれども、後見制度というのは実際どれくらい利用されているという実態など、あるんでしょうか。それらを全部まとめて相談しているというようなことなんだろうけれども、成年後見制度についてはどんな状態なものなんだろう。概略でもよろしいです。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。成年後見人制度の内容につきましては、ご存じかと思えますけれども、町が直接絡むといいますかかわるものは、後見人がいない場合、町長申し立てというものがございます。四親等内の親族で後見人になる人がいないとか、そういう方に対しては町長が申し立てをするという制度がございます。直接その数として把握しているのは、町長申し立てした件数しか把握できません。それ以外につきましては、ご本人、親族と裁判所というところで、それ以上は保護されておりますので、私どものほうにも情報は入ってきておりません。

町長申し立てをした件数でございますが、手元で平成二十五年度からの資料でございますが、十二件申し立てをしたものがございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

認知症の問題も介護に携わる人だけじゃなくて普通の人でもさまざまいろいろ問題あるなとか、日常生活の中で家族の高齢者の中でそういう人が出てくる可能性が高いものですが、ページ数でいきますと、三款六目の認知症総合支援事業、それから五目の生活支援体制整備事業というのがあるわけでありまして。二百二十四ページの三款五目の生活支援体制整備事業についてお聞きしたいと思うんですけれども、五百十二万円ほど計上されておるんですけれども、この委託先と具体的な体制整備事業という具体的な体制整備の内容といいますか、その辺は一体、内容的にはどういうふうになっているのかということ。関連するんだと思えますけれどもその次……、とりあえずそれからいきましょう。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず、委託先でございます。町社会福祉協議会でございます。この事業の業務の内容についてご説明申し上げます。日常生活上の支援が必要な高齢者が住みなれた地域で在宅生活を継続していくための生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築するために支援体制の充実強化を図るというふうな目的で実施しているものでございます。

その主な内容といたしましては、生活支援介護予防協議体というものをまず組織してございます。この協議体のメンバーといたしましては、社協の職員、それから包括支援センター、町内会連合会、老人クラブ、民生委員、ボランティア連絡協議会、健康推進員、文化協会、体育協会、事業所から二名というふうな構成メンバーでこの協議体なるものを組織してございます。そして、その協議体において、現在町が実施しているあるいはこれから実施する予定の介護予防に係る事業の内容を精査する、実施内容・実施状況報告を受けそれに対する意見をするというふうなものを、今年度におきましても七回ほど会議は開催してございます。

そしてまた、協議体から問題提起されたものが一件ございます。それは買い物弱者、弱者という表現は適切でないかもしれませんが、買い物に出かけることがなかなか大変だという方の意見、声があると。それを受けて、この協議会でどうしたらいいのかを検討し、現にことしに入って一月ですけれども、コンビニエンスストアが訪問販売しているという事例が弘前市内にございました。それは、コンビニを経営する方が軽トラックを改造して、その荷台にいろんな食料、パンだったりいろんなお総菜だったり、そういうものを積載して老人ホームだったり、デイサービスセンターだったり、あるいは地域の集会所だったり、そういうところの要望に応じて出前といいますか訪問して、そこにお年寄りが、集まる場所に行きますので、そこで買い物をすると。そういうものを藤崎町でもどうしたらいいのかというふうなものの検討をする意味で、この協議体が現場を視察したというふうなものもございます。



あと、この生活支援をする上でのコーディネーター、中心的な役割を担うもの、これの配置というものもこの事業の一つでございまして、現在は社会福祉協議会に勤務する職員を一名配置しているというふうな内容でございまして。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

今、課長から詳しい説明をいただきましてありがとうございます。そうしますと、会議や認知症、それから介護にかかわる買い物難民と言えばなんですけれども、そういうようなことも、認知症だけじゃなくてそういうことも含めて協議する協議体の運営と、そして人も配置して五百万円というように、人の事務費といいますか、それも手当として五百万円というように中身で理解すればよろしいんですか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。今のこの生活支援体制整備事業の事業費の内訳でございまして、委託料として五百十二万円計上しております。この内訳といたしまして、社会福祉協議会の職員二名分の人件費プラスの事務費という内容になっておるものでございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

さまざまな介護の高齢化に伴って出てくるわけなんですけれども、もう一つだけは聞こうと思っていたことがありましたと思ったんですけれども、直接業務にかかわることではないんですけれども、二百十七ページの介護のところで、賃金、一般職の給料がございます。そして、賃金が五百八十九万二千円ほど臨時職員賃金、これ計上されているんですけれども、これは二名分なんですか、一名分なんですか、その辺の内訳はどうでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。臨時職員の賃金、三名分でございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

これは介護職員のところで聞くよりも一般会計のところで聞くべきだったことなのかなというふうにも思いますけれども、ここにページ数もありますし、賃金も金額もありますのであえてお聞きいたします。この臨時職員、つまりこれについてはいわゆる働き方改革というようなことで、いわゆる同一労働、同一賃金というようなことも検討しなければならないというような時代になっているわけなんですけれども、この臨時職員については、例えば退職手当だとか期末手当だとかいうふうなものはないというふうに私は理解、初歩的なことで申しわけないんですけれども理解しておるんですけれども、この臨時職員については手当など、退職手当あるいはまた交通費など、この正職員の分については住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当など支給されていますけれども、臨時職員についてはどういう取り扱いになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

臨時職員の雇用の状況でございますが、期末手当は若干でございますけれどもございます。それから、失業したときの社会保険料、失業手当もございます。ただ、退職金はございません。雇用の体系については以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

これは賃金については三名分だということで、理解しました。

それで今、雇用の状態について総務課長から説明を受けたんですけれども、この働き方改革とともに、この臨時職員の働き方やそれらについて、藤崎町だけじゃなく全国的に検討しているようなことはあるんでしょうか、ないんでしょうか、その辺についてはどのような状態になっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

その件につきましても、現在、国家公務員、それから地方公務員、青森県の職員の制度が今確立される予定となっております。本年の秋ごろには、その制度にのっとった条例改正または雇用というようなものが進むことと考えてございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、質疑なしと認めます。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十八号平成三十一年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第十八号平成三十一年度藤崎町水道事業会計予算案について説明いたします。

予算書の二百四十三ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について説明いたします。

第一款水道事業収益は三億七千五百九十一万円余を計上しております。

そのうち、第一項営業収益が三億六千四十五万円余であります。その主なものは、第一目給水収益が三億五千九百八十二万円、これは水道料金とメーター使用料の合計額であります。

次に、第二項営業外収益が一千四百九十五万円余であります。その主なものは、第二目他会計補助金十四万円余は簡易専用水道委任事務交付金であり、第三目長期前受金戻入一千四百六万円余は平成三十一年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、二百四十四ページをお開きください。支出について説明いたします。

第一款水道事業費用として三億七千五百九十一万円余を計上しております。

第一項営業費用が三億三千七百七十七万円余であります。そのうち、第一目浄配水費が一億七千二百二十七万円余であ

り、その主なものは第六節修繕費の二千百七十一万円余で、このうちメーター取替工事費は、計量法により八年を経過する水道メーターの取りかえ費用と交換用メーター修繕費として浄水器購入費分の合計一千三万円余を予算計上しております。また、第九節の受水費一億四千十五万円は、津軽広域水道企業団への水道水購入代金としての支払い金額であります。

第三目総係費は六千百十五万円余であり、その主なものといたしましては、第一節給料から二百四十五ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほか、第十二節委託料七百二十二万円余のうち水道メーター検針業務委託料四百三十六万円余であり、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

次に、二百四十六ページをお開きください。第四目減価償却費は一億二百二十五万円余であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用は二千五百七万円余であります。その主なものは、第一目支払利息の一千三百七万円余であります。

次に、二百四十七ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、下段の支出から説明いたします。第一款資本的支出として一億二千四百五十五万円余を計上しております。

第一項建設改良費が三千五百五十五万円余であり、その主なものは第一節委託料の富柳橋梁添架管掛替工事設計業務委託料五百三十四万円余、第二節工事請負費の消火栓更新工事費が四百四十万円、県道前坂藤崎線配水管布設替工事費一千二百十三万円余、三千石堰雨水事業に伴う水道管布設替工事費が一千七万円余であります。

第二項固定資産購入費が一千九百十五万円余であり、その主なものは、第二目工具及び器具購入費の第一節委託料の会計システム機器更新業務委託料一千八百五十二万円余であります。

第三項企業債償還金は六千八百八十二万円余と見込んでおります。

次に、上段の収入はただいま説明した支出の財源であり、資本的収入として二千七百万円を計上しております。その主なものは、第一項企業債の水道事業債の二千二百百万円で、これは県道前坂藤崎線及び三千石堰雨水事業に伴う水道管布設替工事に充当するものであり、第二項負担金第二目他会計負担金は一般会計からの消火栓更新工事費負担金の四百四十百万円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、九千七百四十五万円は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

以上をもちまして、議案第十八号平成三十一年度藤崎町水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

二百四十七ページの建設改良費の二款の工具及び器具購入費の会計システム機器更新業務委託料千八百万余の内容について伺います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この会計システムは、いわゆるこの予算書、決算書等を作成するために必要な会計の全てを賄っているシステムでございます。五年間有効とされておりまして、その更新時期がちょうど三十一年度に当たるということで、更新の業務をするものでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

一千八百万円余の具体的な内訳をお願いいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。ハードウェアの関連が一式で九十四万八千九百円、ソフトウェア関連が百八十二万六千五百円、パッケージ関連が八百八十万円、パッケージ保守関連が三百九十万円、導入費関連が百三十七万円の合計がこの額となるものであります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。奈良君。

○奈良完治委員

二百四十七ページの中段にある工事請負費、消火栓の更新工事費になっているんですけども、差し支えなければ町内名と箇所数とかお知らせいただければ。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは毎年度、この四百四十万円という額を計上してございますが、まだ特定してどこというふ

うには決まっておられません。年度に入ってから総務課の消防の係のほうから依頼が来るものでございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

水道企業団受水費についてお聞きいたします。（「ページ数をお願いします」の声あり）二百四十四ページであります。受水費、これは大体一億四千万ほど、あるいはまた前年度をちょっと下回ったり、当初予算としてはこれぐらい計上しておるんですけれども、町としても早い話が水道の水を仕入れて買ってきて、そして町民に、世帯個人に給水しているということで、一つの一番のもとなわけでございます。それで、一億四千万ほどの、これは前年度並み、前々年度並みだなんていうふうに理解はしておるんですけれども、今後の推移だとかその辺についてはどのようなお考えなんですかということですので。その辺、お聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。受水費に関しましては、年々受水する量が減少してございます。ただ、平成三十三年度には企業団のほうで受水の単価の値上げを予定してございます。それに伴いまして、受水費が若干上がるかもしれませんが、我がほうの企業団に対する基本水量の申し込み水量、一日当たりどれくらい使うという量を企業団のほうに申し込むわけでございますが、それも年々減っていくという状況にありますので、受水費が今後上がるということはなかなかないというふうに考えております。以上です。

○委員長（小野 稔君）



ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

企業会計なり営業を続けていく上での仕入れ先の安定というのは、一番大事なわけでもあります。それと、老朽化した管の更新と申しますか、その事業に取り組まなければならない時期に来ているというようなことが、大きな宿題でも水道の場合はあるんですけれども、他会計補助金もわずかで運営していると、高い水道料金にも支えられているのかなと思うんですけれども、私がお聞きしたいのは、津軽水道広域企業団として、今、課長の三十三年度には単価は引き上げになるかもしれないと、引き上げになる予定だというのは新聞報道の主なるあれだと思うんですけれども、企業団そのものも設備更新をしなければならない、剰余金もあるというふうに私は理解しておるんですけれども、どういう内容で設備更新をしていく計画なのか、概要がおわかりでしたら明らかにしてほしいというようなことが第一点です。

もう一つは水道法が改正され、強行採決でこれも決めちゃったという感じなんですけれども、民間委託なりを基調としてできるんだと、大いに広域を進めてくださいということなんですけれども、この津軽広域企業団については、広域化を初めから進めていたというような関係でもあるんですけれども、その辺の民営化を部分的にこれは進めるんだとかというような、水道法改正に基づいて企業団としてやろうとしていることがあるのかどうか、部分的な委託だとかというようなことについてはどうでしょうか。初めは二点ですけれども、お聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。企業団の管路更新等につきましては、ことし企業団の水道ビジョンというものを策定いたしまして、その中で更新計画も示されております。年度ごとの更新計画等も示されております。今、ちょっと資料がないので

あれですが、たしか三十七年ごろからその更新工事をスタートする、とりあえず十年の計画がその水道ビジョンで示されております。

あと、民営化の関係ですけれども、今回の水道法改正による民営化ということは、今回の水道法に関しましては五点ほど改正があったわけですが、そのうちの官民連携の推進の選択肢の一つとして民営化を推進するということが示されて、それが非常にクローズアップされたわけですが、これは地方公共団体が水道事業者として位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の認可を受けて利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を所有したまま施設の運営権を民間事業者に設定するというものでございます。これにつきましては、浄水から給水まで一括して運営する、そういう団体を想定しており、企業団の場合は水をつくるだけです。つくるだけですので、そういう事業についてはなかなか余りメリットがないんじゃないかというふうに思われます。企業団のほうでも、たしか新聞報道によりますと、現在のところこの民営化は検討していないということでした。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

水道の場合、ライフラインといいますか、日常生活においてもそうですし、災害時においても、もう電気と水道、ガスも入るのかもしれないけれども、最もライフラインと言われる大事なことでありますので、課長が今、詳しく説明していただいたんですけれども、運営権まで譲渡するというようなことをやることは、やる必要がないものだというふうに私は思っております。そして、水道法の改正の最上位の運営権譲渡というようなことは、広域企業団では考えてはいないんだというようなことと理解したんですけれども、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

質問ですけれども、二百四十七ページの建設改良費、富柳橋梁管掛替工事設計業務委託料、設計に五百三十四万円か

かるというようなことですか。それとも工事を含めてなんですか。橋を強化するというようなことで水道管のほうもやらなければならないとなっちゃったというようなことだと思うんですけども、五百三十四万円の内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。この富柳橋には水道の本管が水木のほうから福館のいわゆる下のほうまで本管が通っております。その本管がこの富柳橋にいわゆる添架されているということでございます。その添架されている状況が現在非常に不安定な状況でございまして、大きな地震等があった場合、脱落するおそれがあるということでございますので、それを、これは一応かけかえとありますが、その添架状況を補強するために工事を行う、そのための設計の委託料でございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

そうすれば、災害時というか地震、水害、これらのときに外れたり給水不能の状態にならないようにするための設計を、設計料で五百三十万円ですと、脱落しないようにというようなことで、委託先はどこを考えていらっしゃるんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

これは、水道の設計を行っているコンサル担当に入札で行う予定にしております。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決します。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十九号平成三十一年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第十九号平成三十一年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百七十三ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として五億五千二百五十七万円余を計上しております。

第一項営業収益が二億一千五百万円余であります。その主なものは、第一目下水道使用料を一億八千九百八十万円と見込んでおります。第二目雨水処理負担金が二千四百七十一万円余、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、二百七十四ページをお開きください。第二項営業外収益は三億三千七百二十六万円余であります。その主なものは、第二目他会計補助金が一億八千六十三万円余で、うち下水道事業会計への一般会計補助金が六千二百四十二万円

余、農集排事業会計への一般会計補助金が一億一千八百二十万円余であります。第三目長期前受金戻入一億五千五百六十三万円余は、平成三十一年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。

二百七十六ページをお開きください。第一款下水道事業費用は五億五千二百五十七万円余を計上しております。

第一項営業費用が四億七千二百三十二万円余であります。そのうち第一目管渠費は二千六百五十九万円余で、その主なものは第四節委託料の一千五百四十一万円余で、マンホールポンプ場維持管理業務委託料等や污水管清掃保守調査業務委託料等、第六節修繕費の五百二十八万円余などであります。

次に、二百七十七ページをお開きください。第二目処理場費は六千三百三十七万円余で、この処理場費は町内に七カ所ある農業集落排水施設の維持管理費であり、その主なものとしては、第五節委託料の污水处理施設維持管理業務委託料の二千四百二万円余や第六節手数料の汚泥収集運搬手数料等の汚泥肥料化対策に係る諸経費として九百七十五万円余、二百七十八ページ、第七節修繕費は各農集排処理場の修繕費として七百八十一万円余を予算計上しております。

第四目流域下水道維持管理負担金三千四百五十一万円は、岩木川流域下水道事業の維持管理費十四億九千三百四十五万円余のうち二・三％相当の藤崎町負担分を予算計上しております。

第五目総係費は一千九百九十六万円余であります。その主なものは、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほかに、二百八十ページの第十四節負担金のうち農集排飯田林崎処理施設維持管理費負担金三百一万円余であります。

第六目減価償却費が三億二千七百八十七万円余であります。減価償却費とは固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

次に、二百八十一ページをお開きください。第二項営業外費用が七千六百四十四万円余であります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息七千四百六十四万円余であります。

次に、資本的収入及び支出を説明いたします。二百八十四ページをお開きください。

まず、支出から説明いたします。第一款資本的支出として六億二千七百二十八万円余を計上しました。

第一項建設改良費が二億一千百六十八万円余で、第一目施設改良費の主なものは、人件費のほか、第七節工事請負費一億九千三十五万円、第八節補償金一千万円、第九節賃借料十五万円は、藤崎町流域関連公共下水道工事の三千石堰改修工事関連経費であります。

第二目流域下水道建設負担金三百三十九万円余は、岩木川流域下水道事業の建設改良費二億二千六百万円のうち一・五％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

二百八十五ページ、第二項企業債償還金は四億一千三百六十万円余であります。

二百八十三ページに戻っていただきます。次に、収入について説明いたします。収入はただいま説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として四億四千三百八十万円を計上しております。

第一項企業債は二億五千九百八十万円で、その内訳としましては、第一節下水道事業債一億一千五百万円のうち雨水・浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に一億五十万円、岩木川流域下水道事業建設負担金に係る企業債に三百三十万円、公共下水道債の特別措置分として一千百二十万円、第二節資本費平準化債一億四千四百八十万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であり、実質的な下水道事業会計の赤字補填財源であります。

第二項出資金の八千四百万円は一般会計からの基準外繰入金であり、資本費平準化債の元金償還金等に充当するものであります。

第三項補助金、国庫補助金一億円は、三千石堰の雨水・浸水対策事業に係る防災・安全交付金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億八千三百四十八万円余は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

次に、二百九十四ページをお開きください。最後に継続費についてご説明いたします。藤崎町流域関連公共下水道事業であります。これは藤崎町の下水道における防災安全対策の実現を目指し、主に西豊田地区の浸水被害を軽減し、あわせて三千石堰下流域をも整備する事業であります。平成二十七年度から平成三十四年度までの八年間の継続費を設定しておりまして、総事業費十四億円のうち平成三十一年度は事業費として二億五十万円を予算計上し、平成三十一年度末で継続費総額に対する進捗率は六十五・七％となるものであります。

以上で、議案第十九号平成三十一年度藤崎町下水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

二百八十四ページの資本的支出の三千石堰関連の事業について伺いますけれども、今年度は二億五百万円の事業で、国の補助金が半分ということで、残り半分が企業債で、今年度が終われば六十五・七％の工事の進捗率だということですが、いや今年度じゃなく三十一年度。今年度、三十一年度の工事内容はどのようになっていますか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

三十一年度につきましては、三千石堰第一排水区枝線、いわゆる西豊田から葛野の町道を通して三千石まで至る区間、

約五百メートル、ここに側溝、幅が八百、深さが千百ぐらいの側溝を整備するものが一つ。あと、本線の三千石二号幹線を百メートル側溝整備するものでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

住宅街の工事ということで、周辺の住民への対策についてはどのようにやるつもりですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。沿線住民及びその土地所有者の方に対しましては一月中旬に説明会を実施しております。また、これは工事自体を四月発注、早期発注を予定してございます。それで、入札が終わりまして工事業者が決まりましたら、またその案内通知を全戸に発送する予定でございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

四月に発注するということですがけれども、じゃあ夏場の集中豪雨が考えられる季節にはもう間に合う、完成するということですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。



○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えします。ちょっとこの沿線にリンゴの営業をしている会社もございますので、その関係で夏前にはなるべく終わらせてもらいたいという要望もございましたし、今おっしゃったとおり夏場の集中豪雨等に対応するためにも、早期に発注して盆前には終わらせたいというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。横山君。

○横山哲英委員

二百七十六ページのマンホール周りの舗装の補修ですけれども、三十カ所ということはいいんです。これは住民課で苦情とかそういう連絡で場所を決めたんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

上下水道課で、水道及び下水道のほう両方でこのマンホール周りの補修は計上してございますが、上下水道課で計上しているものにつきましては、県道のマンホール周りということで計上してございます。町道につきましては、建設課のほうにお願いしているということでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利君。

○浅利直志委員

他会計補助金について、一般会計補助金についてお聞きいたします。ページ数は二百七十四ページでしょうか。その

中で農集排、下水道、そして地域の流域下水道といいますか、三種類が実際我が町には通っているんですけども、農集排について、基準外の繰り入れ金もせざるを得ないという考え方なのか、基準外繰入金含めて農集排については一億一千八百万円ほど一般会計から補助されておるんですけども、この基準外繰り入れの考え方と内容を説明していただきたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

基準外繰入金につきましては、この下水道の収入をもって負担することができないものに関しましては一般会計からの繰り入れをすることができるということになっておりますので、その額につきましてこの基準外繰入金をもらっているというものでございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利君。

○浅利直志委員

課長から説明も受けたんですけども、ちょっとわからなかったんですけども、休憩でもいいですから、財政のほうとしてはどういうふうな考え方なのか説明していただけたらと思います。

○委員長（小野 稔君）

休憩いたします。

休 憩 午前十一時三十九分

再 開 午前十一時 四十分

○委員長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審議は全て終了しました。

今まで議決いただきました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審議に当たられました委員各位のご苦勞に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき  
感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午前十一時四十二分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野呂日出男

委員長 小野稔